

IASB Update

2022年7月

IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関するIASBの最終的な決定は、IFRS財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されており正式に書面投票が行われる。

IASBは2022年7月18日から21日に会議を行った。

目次

リサーチ及び基準設定

- [IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3）](#)
- [動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）](#)
- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）](#)
- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）](#)
- [開示に関する取組み一時的を絞った基準レベルの開示のレビュー（アジェンダ・ペーパー11）](#)
- [経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）](#)
- [金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（IFRS 第9号の修正）（アジェンダ・ペーパー16）](#)
- [のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）](#)
- [IFRS 第9号の適用後レビュー — 減損（アジェンダ・ペーパー27）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）](#)
- [サプライヤー・ファイナンス契約（アジェンダ・ペーパー12A-12E）](#)
- [特約条項付の非流動負債（IAS 第1号）：発効日及びデュー・プロセス（アジェンダ・ペーパー12F）](#)
- [負の低排出車クレジット（IAS 第37号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12G）](#)
- [特別買収目的会社（SPAC）：公開株式の金融負債又は資本への分類（IAS 第32号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12H）](#)

関連情報

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去のIASB Update はこちら](#)

要約のポッドキャスト

[過去のIASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら](#)

- [年金契約グループに基づく保険カバーの移転 \(IFRS 第 17 号\) : アジェンダ決定の最終確定 \(アジェンダ・ペーパー12I\)](#)
- [IFRIC Update 2022 年 6 月 \(アジェンダ・ペーパー12J\)](#)

リサーチ及び基準設定

IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 分類及び測定 (アジェンダ・ペーパー3)

IASB は 2022 年 7 月 19 日に会合し、下記についての IFRS 第 9 号「金融商品」の要求事項に関するフィードバックについて議論した。

- 金融資産及び負債の条件変更 (アジェンダ・ペーパー3A)
- 償却原価測定と実効金利率法 (アジェンダ・ペーパー3B)

分析及び優先度評価 (アジェンダ・ペーパー3C) に基づいて、IASB はリサーチ・パイプラインに、金融資産及び負債の条件変更並びに実効金利率法の適用に関する IFRS 第 9 号の要求事項を明確化するための基準設定プロジェクトを追加することを決定した。

実施予定の基準設定プロジェクトは、「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損」の発見事項も考慮することとなる。

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、適用後レビューに対して受けたフィードバックについての議論を今後の会議で継続する。

動的风险管理 (アジェンダ・ペーパー4)

IASB は 2022 年 7 月 20 日に会合し、動的风险管理のプロジェクトのプロジェクト計画案について議論した。

特に、IASB は DRM モデルの開発の一部としてさらに検討すべきトピック及び当該各トピックを検討する順序について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB はプロジェクト計画において識別されたトピックについての審議を開始する。

資本の特徴を有する金融商品 (アジェンダ・ペーパー5)

IASB は 2022 年 7 月 18 日に会合し、企業が自己の資本性金融商品を償還する義務を含んでいる金融商品 (非支配持分に係る売建プット・オプションを含む) の会計処理について議論した (アジェンダ・ペーパー5A)。IASB は企業が IAS 第 32 号「金融商品: 表示」の第 23 項を適用する場合に生じる問題について議論した。IASB はまた、これらの問題を解決することに役立つために開発することのできる考え得る明確化についても議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、このトピックについて今後の会議で引き続き議論する。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

IASB は 2022 年 7 月 18 日と 21 日に会合し、公開草案「規制資産及び規制負債」の合計許容報酬に関する提案について再審議した。特に、IASB は次のことについて議論した。

- 合計許容報酬の構成要素（アジェンダ・ペーパー9A）
- まだ使用可能となっていない資産に係る規制上のリターン（アジェンダ・ペーパー9B 及び 9C）

合計許容報酬の構成要素（アジェンダ・ペーパー9A）

IASB は、基準書において適用指針は次のことに焦点を当てると暫定的に決定した。

- a. 合計許容報酬の構成要素を定めるのではなく、企業が時点差異を識別するのに役立つこと
- b. さまざまな種類の規制スキームから生じる可能性のある最も一般的な時点差異

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

まだ使用可能となっていない資産に係る規制上のリターン（アジェンダ・ペーパー9B 及び 9C）

IASB は、まだ使用可能となっていない資産に係る規制上のリターンに対する強制可能な現在の権利を企業が有している場合には、当該リターンは当該資産の建設期間中に供給される財又はサービスの合計許容報酬の一部を構成することとなる旨を基準書が定めることを暫定的に決定した。基準書は、こうした規制上のリターンに対する企業の権利が強制可能であるかどうかを企業が評価するためのガイダンスを提供する。

9 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

次のステップ

IASB は本プロジェクトの提案について引き続き再審議する。

開示に関する取組み一時的を絞った基準レベルの開示のレビュー（アジェンダ・ペーパー11）

IASB は 2022 年 7 月 18 日に会合し、公開草案「IFRS 基準における開示要求一試験的アプローチ」に対してのフィードバックに照らしてプロジェクトを進める考え得る方法を検討した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は本プロジェクトの方向性を決定する。

経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）

IASB は 2022 年 7 月 20 日に会合し、本プロジェクトについてのアップデートを受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は本プロジェクトの方向性について議論する。

金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（IFRS 第 9 号の修正）（アジェンダ・ペーパー16）

IASB は 2022 年 7 月 20 日に会合し、IFRS 第 9 号「金融商品」における金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に関する要求事項をどのように明確化するかについて議論した。IASB は、

- 基本的な融資の取決め（契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含む）の概念について議論した（アジェンダ・ペーパー16A）。
- ノンリコース要素のある金融資産及び契約上リンクしている金融商品の特性について議論した（アジェンダ・ペーパー16B）。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は今後の会議で要求事項の考え得る明確化について議論する。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASB は 2022 年 7 月 21 日に会合し、のれんと減損のプロジェクトについて議論した。

IASB は次のことについての議論を継続した。

- ディスカッション・ペーパー「企業結合一開示、のれん及び減損」において記述された企業結合に関する開示要求の改善についての予備的見解
- 企業結合に関する開示要求を改善するための考えられる道筋

今回の会議で IASB は次のことについて議論した。

- 企業結合に関する開示要求を改善するための考えられる道筋について 2022 年 4 月の会議で議論された事項について、当該会議で IASB メンバーが行ったコメントの後のリサーチ及び分析

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は次のことについて決定を行う。

- a. 企業結合の事後の業績に関する情報を開示すること及び期待されるシナジーに関する定量的情報を開示することを企業に要求する提案の開発を継続すべきかどうか
- b. のれんを会計処理するための減損のみアプローチを維持すべきか、それとものれんの償却の再導入を検討すべきか
- c. 本プロジェクトの範囲に含まれる他のトピック

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

IASB は 2022 年 7 月 19 日から 21 日に会合し、公開草案「全般的な表示及び開示」における下記に関する提案を再審議した。

- 特定の主要な事業活動を有する企業
- 性質別の営業費用に関する開示
- 通例でない収益及び費用

特定の主要な事業活動を有する企業—投資区分に固有の論点（アジェンダ・ペーパー21A）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 主要な事業として投資を行っている企業に対し、そうでなければ投資区分に含まれることとなる資産から生じる収益及び費用を営業区分に分類することを要求する。10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. それらの投資が主要な事業活動として行われているのかどうかの評価の目的上、共通した特性を有する資産を企業がグルーピングすることを認める。企業がこの評価のために資産をグルーピングする方法は、金融資産についての開示の目的上、IFRS第7号「金融商品：開示」に従って金融資産を各クラスにグルーピングする方法と整合させるべきである。10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. 顧客に対するファイナンスの提供から生じた金融資産から生じる収益及び費用は営業区分に分類される旨を明確化する適用指針を追加する。IASBは関連する開示要求を検討することも決定した。10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

特定の主要な事業活動を有する企業—財務区分に固有の論点（アジェンダ・ペーパー21B）

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 資金調達のみを伴う取引から生じる負債から生じた収益及び費用の分類についての企業に対する会計方針の選択肢の提案を確認する。10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 上記(a)に記述した会計方針の選択肢の提案は、他の負債から生じた特定の収益及び費用には適用されないことを確認する。10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. 主要な事業活動として金融資産に投資している企業は、現金及び現金同等物から生じた収益及び費用を営業区分に分類するという要求案を確認する。10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. 主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業に対して提案した現金及び現金同等物から生じた収益及び費用の分類についての会計方針の選択肢の撤回を検討する。10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

注記における性質別の営業費用の開示（アジェンダ・ペーパー21C）

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 純損益計算書の各科目に含まれている減価償却、償却及び従業員給付の金額を開示することを企業に要求する。10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 注記において開示するすべての営業費用について、純損益計算書の各科目に含まれている金額を開示することを企業に要求するアプローチを検討する。10名のIASBメンバーのうち9名がこの決定に賛成した。

通例でない収益及び費用（アジェンダ・ペーパー21E）

IASBは、2022年6月の資本市場諮問委員会及び国際作成者フォーラムの合同会議並びに2022年7月の会計基準アドバイザー・フォーラムでの、通例でない収益及び費用についての議論からのフィードバックについて検討した。IASBは、通例でない収益及び費用の定義を進めるために解決することが必要となる疑問点並びに的を絞ったアウトリーチにおいて検討すべき領域について議論した。

IASBは何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASBは本プロジェクトの提案を今後の会議で引き続き再審議する。

IFRS第9号の適用後レビュー — 減損（アジェンダ・ペーパー27）

IASB は 2022 年 7 月 19 日に会合し、IFRS 第 9 号「金融商品」の減損の要求事項の適用後レビューの第 1 フェーズについての目的、活動及び予想される日程について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、2022 年 9 月から 2023 年 2 月まで利害関係者と会合を行う計画であり、情報要請を 2023 年 前半に公表することを見込んでいる。

維持管理及び一貫した適用

維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）

IASB は 2022 年 7 月 20 日に会合し、サプライヤー・ファイナンス契約及び特約条項付の非流動負債（IAS 第 1 号の修正）についてのプロジェクトのほか、IFRS 解釈指針委員会（委員会）の 2022 年 6 月の会議で議論されたアジェンダ決定及びその他の事項について議論した。

サプライヤー・ファイナンス契約（アジェンダ・ペーパー12A-12E）

IASB は、公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約」に対するフィードバックについて議論した。当該公開草案は、財務諸表利用者がそうした契約の影響を評価できるようにするための IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正を提案していた。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は本プロジェクトの方向性を決定する。

特約条項付の非流動負債（IAS 第 1 号の修正）：発効日及びデュー・プロセス（アジェンダ・ペーパー12F）

IASB は、特約条項付の非流動負債（IAS 第 1 号の修正）についてのプロジェクトの一部として暫定的に決定した IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正について議論した。

IASB は当該修正を 2024 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用するよう企業に要求することを暫定的に決定した。

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、この修正は再公開を要しないと決定した。

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

この修正の公表に反対する意向を示した IASB メンバーはいなかった。

10 名の IASB メンバー全員が、IASB が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、修正の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

次のステップ

IASB はこの修正を 2022 年第 4 四半期に公表する予定である。

負の低排出車クレジット（IAS 第 37 号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12G）

IASB は、アジェンダ決定「負の低排出車クレジット（IAS 第 37 号『引当金、偶発負債及び偶発負債』）」に反対するかどうかを問われた。

このアジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

このアジェンダ決定は、2022 年 7 月に IFRIC Update 2022 年 6 月への補遺において公表される。

特別買収目的会社（SPAC）：公開株式の金融負債又は資本への分類（IAS 第 32 号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12H）

IASB は、アジェンダ決定「特別買収目的会社（SPAC）：公開株式の金融負債又は資本への分類（IAS 第 32 号『金融負債：表示』）」に反対するかどうかを問われた。

このアジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

このアジェンダ決定は、2022 年 7 月に IFRIC Update 2022 年 6 月への補遺において公表される。

年金契約グループに基づく保険カバーの移転（IFRS 第 17 号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12I）

IASB は、アジェンダ決定「年金契約グループに基づく保険カバーの移転（IFRS 第 17 号『保険契約』）」に反対するかどうかを問われた。

このアジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

このアジェンダ決定は、2022 年 7 月に IFRIC Update 2022 年 6 月への補遺において公表される。

IFRIC Update 2022 年 6 月（アジェンダ・ペーパー12J）

IASB は委員会の 2022 年 6 月の会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は [IFRIC Update 2022 年 6 月](#) で公表されている（[日本語訳](#)）。

IASB は何も決定を求められなかった。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

